

# 橿原市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針

制定 令和5年3月24日告示第25号

## 第1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

1 社会福祉法人橿原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業所（以下「事業所」という。）において、利用者の尊厳と主体性を尊重し、利用者に対する身体的拘束が安易に正当化されることのないよう、必要な措置を講ずるための体制を整備することにより、もって利用者の生活の自由及び安全・安心の確保を図るものとする。

2 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、次に掲げる身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）をしてはならない。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲むこと。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつけること。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用すること。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- (11) 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離すること。

3 前項に規定する緊急やむを得ない場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とし、その身体拘束等は、一時的なものでなければならない。

- (1) 利用者等の生命又は身体が危険にさらされている場合
- (2) 身体拘束等に代替する方法がない場合

## 第2 身体拘束等の適正化のための委員会等に関する事項

1 本会は、事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を設置する。

- 2 身体拘束適正化検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 指針の整備に関すること。
  - (2) 職員の研修に関すること。
  - (3) 緊急やむを得ない場合として身体拘束等を行う場合の検討に関すること。
  - (4) 身体拘束等を行った場合の解除の検討に関すること。
  - (5) その他身体拘束等の適正化に関すること。
- 3 身体拘束適正化検討委員会の委員長及び委員は、虐待防止検討委員会の委員長及び委員をもって充てる。
- 4 身体拘束適正化検討委員会の会議は、委員長が定期的に又は必要に応じてこれを招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、身体拘束適正化検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 本会は、事業所に身体拘束適正化担当者を置き、当該事業所の管理者が委員の中から指名する。

### 第3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

本会は、事業所の職員に対して、身体拘束等の適正化に関する必要な知識を普及・啓発するとともに、身体拘束等の適正化の徹底を図るため、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める研修を実施する。

- (1) 新規採用職員研修 新規職員の採用時に身体拘束等の適正化の基礎となる研修を実施する。
- (2) 定期研修 毎年1回以上の研修を実施する。

### 第4 身体拘束等発生時の対応及び報告に関する基本方針

- 1 本会は、利用者の身体拘束等を行おうとする場合は、緊急やむを得ない場合としての切迫性、非代替性及び一時性のすべての要件を満たしていることを確認しなければならない。
- 2 本会は、利用者の身体拘束等を行おうとする場合は、利用者等に説明し、その確認を受けるものとする。
- 3 本会は、利用者の身体拘束等を行う場合は、必要最小限の範囲とし、その後の態様等を記録して定期的に検討を加え、身体拘束等の解除に向けて取り組むものとする。
- 4 事業所の管理者は、利用者の身体拘束等を行った場合は、その旨及び第1項の要件を満たしていると判断した理由、身体拘束等の内容等を身体拘束適正化検討委員会に報告する

ものとする。

#### 第5 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本会は、この指針を事業所に備え置き、これを一般の閲覧に供するものとする。また、ホームページへの掲載により公表するものとする。

#### 第6 実施期日

この指針は、令和5年4月1日から実施する。